

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 保安検査時期特例の承認
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第29条
 : ・ 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第4項
手続対象者 : 石油パイプライン事業者
提出時期 : -
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 無し
添付書類・部数 : -
申請書様式 : 保安検査時期変更承認申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局
 : 貨物流通施設課、総務省消防庁危険物保安室
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : 第6条第2項第1号の承認については、当該事業用施設の使用の状況（計画を含む）から、その損傷又は腐食等の経年変化の度合にかんがみ、通常の検査時期以外の時期に検査を行うことが適当であると認められる場合等、同項第2号については、地震・台風・火災等の災害その他非常の場合であるため、通常の検査時期に検査を受けることが著しく困難であると認められる場合等、について承認を行うものとする。
標準処理期間 : 1か月
不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと